

すみだ女性センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年7月6日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第25号

## すみだ女性センター条例の一部を改正する条例

第1条 すみだ女性センター条例（平成2年墨田区条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### すみだ共生社会推進センター条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例（平成17年墨田区条例第52号）第14条の規定に基づき、男女共同参画施策の推進を積極的に行う拠点施設として、すみだ共生社会推進センター（以下「共生推進センター」という。）を東京都墨田区押上二丁目12番7-111号に設置する。

第2条から第4条まで、第5条第1項、第6条第3号及び第13条中「女性センター」を「共生推進センター」に改める。

第2条 すみだ共生社会推進センター条例の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

別表付記に次のように加える。

6 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表（付帯設備に係る部分を除く。）に定める額（付記4の規定による額を含む。）に当該額の5割相当額を加えた額とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

（墨田区附属機関の設置に関する条例の一部改正）

2 墨田区附属機関の設置に関する条例（平成25年墨田区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区長の附属機関の部すみだ女性センター運営委員会の項中「すみだ女性

センター運営委員会」を「すみだ共生社会推進センター運営委員会」に、「すみだ女性センターの」を「すみだ共生社会推進センターの」に改める。